

優良産廃処理業者認定制度について

(廃棄物処理法第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項)

平成 23 年 4 月

柏市

目次

1.	申請の手続き等について	1 頁
2.	優良基準	1 頁
3.	申請書類一覧	2 頁

1 申請の手続き等について

優良認定等の申請は、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受け、柏市で5年以上事業を的確に行っている方です。

なお、申請は、許可区分ごとになります。

また、通常は更新許可申請とあわせて申請を行う（優良認定という）ことになりますが、平成23年4月1日時点で許可を受けている者は、その許可の有効期間の満了日までの間、任意の時点で審査を受け、優良基準に適合することの確認を受けることができます。（この場合を優良確認といいます）

優良確認で基準適合となった場合でも、後日更新許可申請を行う際には、あらためて申請が必要となります。

申請の提出や事前の相談の場合は、電話予約をお願いします。（P4「申請書の提出先」参照）

◎優良産廃処理業者認定制度とは・・・

下記の優良基準をすべて満たした産廃処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い7年間の産廃処理業の許可が有効となるほか、柏市ホームページ等により公表しています。

2 優良基準

① 遵法性（規則第9条の3第1号等）

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を受けていないこと。

② 事業の透明性（規則第9条の3第2号等）

法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。

	申請時期		事前情報公開期間
1	下記2, 3以外 の場合	優良認定の申請をする 場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の 申請の日前6月間
		優良確認の申請をする 場合	優良確認の申請の日前6月間
2	既に優良認定をうけている者が、再度、 優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受け た日から当該申請の日までの間	
3	優良確認を受けた者が、優良確認を受け た後初めて優良認定の申請をする場合	優良確認を受けた日から当該更新 の申請の日までの間	

※なお、情報公開期間については、下記のとおり「旧優良性評価制度」において公開に取り組んでいた産業廃棄物処理業者等を救済する経過措置があります。

	H22. 9	H22. 10	H23. 4
		旧優良性評価制度	優良産廃処理業者認定制度
旧優良性評価制度で、6カ月以上情報公開している場合	6カ月以上		◎4/1時点で『事業の透明性に係る基準』適合
旧優良性評価制度で0カ月以上6カ月未満情報を公開している場合	6カ月以上		
	◎3/31以前の「旧優良性評価制度」での情報公開期間と、4/1以降の「優良産廃処理業者認定制度」での情報公開期間が、合計して6ヶ月以上となった時点で『事業の透明性に係る基準』適合		
優良産廃処理業者認定制度施行以後に情報公表を開始する場合	6カ月以上		
	◎優良産廃処理業者認定制度での情報公表期間が6ヶ月以上となった時点で『事業の透明性に係る基準』適合		

③ 環境配慮の取組（規則第9条の3第3号等）

ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。

④ 電子マニフェスト（規則第9条の3第4号等）

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

⑤ 財務体質の健全性

- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。（規則第9条の3第5号等）
- ・直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。（規則第9条の3第6号等）
- ・産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。（規則第9条の3第7号等）
- ・柏市管轄区域内に設置しているすべての特定産業廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。（規則第9条の3第8号等）

3 申請書類一覧 ※一覧の順に並べ、インデックスを付してください

	書 類	優良認定 (更新許可時)	優良確認 (許可期限までの 経過措置)	インデックス 番 号
ア	優良基準適合確認申請書 (附則様式)		○	
イ	優良産廃処理業者認定制度に係る添付書類 一覧 (様式1)	○	○	1
ウ	誓約書 (様式2)	○	○	2
エ	(財) 産業廃棄物処理事業振興財団が運営 する「産廃情報ネット」により情報を公表・ 更新している場合には、同ウェブサイト上 で発行されるその旨を証明する書類			
	「産廃情報ネット」以外で、申請者である 産業廃棄物処理業者が利用できるホームペ ージにより情報を公表・更新している場合 には、インターネットによる情報公開状況 報告書(様式3) 及び情報を公表・更新した 時点における当該ホームページの該当部分 をプリントアウトしたもの	○	○	3
オ	I S O14001、エコアクション 21 等の認証 を受けた際に発行される認証書の写し	○	○	4
カ	情報処理センターである (財) 日本産業廃 棄物処理振興センターが交付する電子マニ フェストの使用を証する書面 (加入証) の 写し	○	○	5
キ	国税 (法人税及び消費税) については、納 税証明書 (その1. 納税証明書用) 又はそ の写しを直近3年分			6-1
	千葉県内に事務所・事業所がある場合、県 税 (県民税、事業税及び不動産取得税) に ついては、千葉県の県税事務所が交付する 納税証明書又はその写しを直近3年分 (個 人の場合、県民税は市町村長が交付する納 税証明書又はその写しを直近3年分)	○	○	6-2

	書 類	優良認定 (更新許可時)	優良確認 (許可期限まで)	インデックス 番 号
	柏市内に事務所・事業所がある場合、市税 (市民税、事業所税、固定資産税及び都市 計画税)については、柏市長が交付する納 税証明書又はその写しを直近3年分			6-3
	社会保険料については、柏市内に設置して いる産業廃棄物処理業に関するすべての事 務所・事業所について納付すべき、年金事 務所長等が発行する社会保険料納入確認書 又はその写しを過去2年間分 ※国民健康保険の被保険者である場合は市 町村等保険者が発行する納付証明書、控除 証明書等の写し	○	○	6-4
	労働保険料については、柏市内に設置して いる産業廃棄物処理業に関するすべての事 務所・事業所について納入すべき、千葉県 労働局長が発行する労働保険料納入証明書 又はその写しを過去3年間分			6-5
ク	現に許可を受けている産業廃棄物処理業の 許可証の写し		○	7
ケ	直前3年事業年度の貸借対照表、損益計算 書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 (現に受けている許可証の申請書に添付し たものを除く)		○	8

申請書の提出先

柏市 環境部 産業廃棄物対策課 (TEL: 04-7167-1696)

申請手数料

無 料

○本制度の詳細については・・・

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月環境省環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」を参照してください。

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>